

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 北陸財務局長
【提出日】 令和4年9月28日
【中間会計期間】 第52期中（自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日）
【会社名】 魚津観光開発株式会社
【英訳名】 UOZU KANKO KAIHATSU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石崎 由男
【本店の所在の場所】 富山県魚津市小川寺1004番地
【電話番号】 0765-32-8211
【事務連絡者氏名】 支配人 澤本 了輔
【最寄りの連絡場所】 富山県魚津市小川寺1004番地
【電話番号】 0765-32-8211
【事務連絡者氏名】 支配人 澤本 了輔
【縦覧に供する場所】 該当ありません

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期中	第51期中	第52期中	第50期	第51期
会計期間	自令和2年 1月1日 至令和2年 6月30日	自令和3年 1月1日 至令和3年 6月30日	自令和4年 1月1日 至令和4年 6月30日	自令和2年 1月1日 至令和2年 12月31日	自令和3年 1月1日 至令和3年 12月31日
売上高(営業収入)(千円)	139,628	151,516	116,841	272,672	281,423
経常利益又は経常損失(千円)	15,778	23,198	7,402	6,236	5,001
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(千円)	16,855	23,334	7,665	6,475	4,763
持分法を適用した場合の 投資損益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数(株)	13,132	13,132	13,132	13,132	13,132
純資産額(千円)	64,105	77,058	50,822	53,724	58,488
総資産額(千円)	981,363	1,086,752	1,076,661	1,047,549	1,049,884
1株当たり純資産額(千円)	4,881	5,868	3,870	4,091	4,453
1株当たり中間(当期) 純利益又は中間(当期)純損失(円)	1,283	1,776	583	493	362
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	6.5	7.0	4.7	5.1	5.6
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	42,725	46,583	38,523	43,676	42,755
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	19,205	27,050	16,554	32,925	74,294
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	13,931	8,013	11,663	78,786	19,343
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	103,288	241,857	135,661	176,237	125,354
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕(人)	13 〔12〕	14 〔14〕	16 〔15〕	14 〔14〕	14 〔17〕

(注) 1. 中間連結財務諸表を作成しておらず、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載していません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員の状況

令和4年6月30日現在

従業員数（人）	16〔15〕
---------	--------

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しています。
2. 営業の特殊性から従業員の一部（キャディ）を冬期間（12月～3月）一時解雇するため、臨時雇用者数に含めています。
3. 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等若しくは経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等若しくは指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

また、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

2【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における国内経済は、世界的な金融緩和策の反動やコロナ禍での供給制約、更に2月下旬のウクライナ侵攻によるロシアへの経済制裁による資源高でインフレが加速しました。特にエネルギー資源の供給不足や原料高による物価高の影響で個人消費に底入れが見えない状況で推移しました。

当業界では従来からの顧客減少と高齢化に起因する集客競争で低料金化が常態化していますが、コロナ禍の副産物としてゴルフが安全で安心なスポーツとして見直され下降基調に歯止めがかかっている状況にあります。当社では顧客満足度の向上や業務効率化を目指しながら経営の安定化に努めています。

このような状況の中、当中間会計期間における当社の業績は次のとおりであります。

当中間会計期間の期首から「収益認識基準に関する会計基準」等を会員収入における年会費収入に適用し、営業収入は前年同期に比し34,674千円（22.9%）減の116,841千円となりました。他方、営業費用は修繕費、消耗品費等が減少し前年同期に比し3,934千円（3.1%）減の121,651千円となり営業損失は4,809千円（前年同期は25,930千円の営業利益）、営業外収益679千円と営業外費用3,272千円を加減して経常損失は7,402千円（前年同期は23,918千円の経常利益）、中間純損失は7,665千円（前年同期は23,334千円の中間純利益）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動による38,523千円増加、投資活動による16,554千円減少、財務活動による11,663千円減少の結果、前事業年度末と比べ10,306千円増加し135,661千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果得られた資金は38,523千円であり、前中間会計期間に比べ8,060千円減少しました。これは、主に仕入債務9,908千円減少によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果減少した資金は16,554千円であり、前中間会計期間に比べ主に有形固定資産の取得による支出と定期預金13,200千円預入によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動によって支出した資金は11,663千円であり、前中間会計期間に比べ3,650千円の支出増となりました。これは前年同時期に長期借入金で資金調達と繰上げ返済の実施によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 入場者実績

前中間会計期間 営業日数 119日				当中間会計期間 営業日数 107日			
メンバー	法人無記名	ビジター	計	メンバー	法人無記名	ビジター	計
人	人	人	人	人	人	人	人
7,633	282	3,421	11,336	7,319	268	4,062	11,649

b. 販売実績

内訳	前中間会計期間	当中間会計期間
	金額(千円)	金額(千円)
会員収入		
年会費	60,434	23,603
名義書換料等	5,062	3,665
小計	65,497	27,269
ゴルフ場収入		
グリーンフィ	38,311	41,003
キャディフィ	10,125	8,920
付帯収入	27,776	29,127
小計	76,213	79,052
レストラン等収入		
レストラン収入	8,081	8,743
コース売店収入	1,724	1,776
小計	9,805	10,520
合計	151,516	116,841

(2) 経営者の視点による経営成績等に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成に当たり、一定の会計基準の範囲内において、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要としています。これらの見積りについては、経営者が過去の実績等を総合的に勘案し合理的に判断していますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果と異なる可能性があります。また、中間財務諸表の作成のための重要な会計方針は「第5経理の状況 1 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当中間会計期間は、降雪による営業日数減の影響を受けながらも前年同期比では旧会計基準では增收増益にあり、収益体質への転換が奏功し経営は安定化しています。しかしながら、今期の業績に影響を与える要素としては、収入面では異常気象による入場者減による売上減少、支出面では全般的な値上げ基調から調達コストの上昇が想定されます。資金繰り面では、運転資金や設備資金に関しては、収支悪化の備えには万全を期しています。

経営成績等

a. 財政状態

(流動資産)

流動資産は、前事業年度末に比し37,339千円増加し282,654千円となりました。現金及び預金23,506千円の増加が主な要因です。

(固定資産)

固定資産は、前事業年度末に比し10,561千円減少し794,007千円となりました。これは設備投資の3,354千円に対して減価償却費が13,416千円であったことが主な要因です。

(流動負債)

流動負債は、前事業年度末に比し32,974千円増加し84,792千円となりました。これは新会計基準の導入により年会費の内35,405千円を前受金に計上したことが主な要因です。

(固定負債)

固定負債は、前事業年度末に比し1,468千円増加し941,046千円となりました。これは退職給付引当金の増加が主な要因です。

(純資産)

純資産は、前事業年度末に比し7,665千円減少し50,822千円となりました。これは収益認識基準の導入で中間純損失を計上したことによるものです。

b. 経営成績

当中間会計期間は、今期から収益認識会計基準を導入しましたが、旧会計基準による前中間期比較では增收増益の経営成績となりました。

当中間会計期間の業績を種類別に見ると次のとおりです。

会員収入は、昨年同時期に比べ新規の入会が減り名義登録料等が減少しました。年会費は新会計基準の導入により中間期に年会費収入を期間案分しており、未認識分の35,405千円を前受金に計上したことから売上高27,269千円（前年同期対比38,227千円減、58.4%減）となりました。

ゴルフ場収入は、昨年末からの降雪により昨年対比で営業日数は12日減少しましたが、3月以降は入場者数が回復し、特に5月には十数年ぶりに4千人超の入場者がありました。入場者数は11,649人（前年同期対比313人増、2.7%増）となり、売上高79,052千円（前年同期対比2,838千円増、3.7%増）となりました。

レストラン等収入は、コロナ禍の影響でパーティーの自粛が続きましたが、当中間会計期間は売上高10,520千円（前年同期対比714千円増、7.3%増）の増収となりました。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間における主な設備投資は、当事業年度の事業計画に沿ったものであります。

設備の内容	金額(千円)	完了年月
電話設備更新	720	令和4年3月
自走式グリーンモア	580	令和4年4月
レストラン男性トイレ改修	500	令和4年3月
ケーブルTV光回線工事	380	令和4年3月
その他	1,174	令和4年1~6月
合計	3,354	-

2【設備の新設、除却等の計画】

現在計画中の設備の新設は、次のとおりであります。

設備の内容	投資予定金額(千円)	資金調達方法	着手予定日
自動精算機セキュリティ工事	1,440	自己資金	令和4年8月
駐車場白線工事	700	自己資金	令和4年8月
トラクター	2,200	リース利用	令和4年9月
乗用5連ロータリーモア	9,600	リース利用	令和4年9月
加圧ポンプ(200tタンク用)	1,800	自己資金	令和4年11月
その他	5,000	自己資金	
合計	20,740	-	

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000
計	20,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (令和4年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和4年9月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,132	13,132	該当ありません	当社は単元株制度を採用していません (注)
計	13,132	13,132	-	-

(注) 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めています。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和4年1月1日～ 令和4年6月30日	-	13,132	-	100,000	-	198,118

(5) 【大株主の状況】

令和4年6月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
Y K K 株式会社	黒部市吉田200	136	1.04
ダイヤモントエンジニアリング株式会社	魚津市釈迦堂1-7-22	120	0.91
日本カーバイド工業株式会社	魚津市本新751	96	0.73
魚津市	魚津市釈迦堂1-10-1	72	0.55
ビニフレーム工業株式会社	魚津市北鬼江616	72	0.55
株式会社シキノハイテック	魚津市吉島829	56	0.43
桜井建設株式会社	黒部市新町1	48	0.37
にいかわ信用金庫	魚津市双葉町6-5	48	0.37
富山県	富山市新総曲輪1-7	48	0.37
北酸株式会社	富山市本町11-5	40	0.31
計	-	736	5.60

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,132	13,132	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	13,132	-	-
総株主の議決権	-	13,132	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

(1) 退任役員

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職名	氏名	退任年月日
取締役	浜田満広	令和4年6月24日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性19名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）の中間財務諸表について、公認会計士山田文禎氏により中間監査を受けています。

3. 中間連結財務諸表について

子会社がないので、中間連結財務諸表は作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

外部の研修会に参加し、常に人材の教育訓練を行うことで適正な財務諸表等の確保を行っています。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	236,154	259,661
営業未収入金	4,722	16,812
棚卸資産	3,655	5,288
その他	1,999	1,465
貸倒引当金	1,217	573
流动資産合計	245,315	282,654
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	32,480	31,834
構築物(純額)	64,936	61,273
コース勘定	539,908	539,908
土地	58,057	58,057
リース資産(純額)	65,728	61,134
その他(純額)	40,748	39,442
有形固定資産合計	801,860	791,651
無形固定資産	2,629	2,276
投資その他の資産	80	80
固定資産合計	804,569	794,007
資産合計	1,1049,884	1,1076,661
負債の部		
流动負債		
未払金	13,030	11,235
前受金	245	35,405
1年内返済予定の長期借入金	13,320	6,660
リース債務	9,961	4,958
未払法人税等	328	164
従業員預り金	1,558	1,695
賞与引当金	1,100	6,505
その他	12,273	18,168
流动負債合計	51,817	84,792
固定負債		
長期借入金	265,580	265,580
リース債務	61,564	61,564
退職給付引当金	20,433	21,902
株主預託金	592,000	592,000
固定負債合計	939,578	941,046
負債合計	991,396	1,025,839

(単位 : 千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	198,118	198,118
資本剰余金合計	198,118	198,118
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	239,630	247,295
利益剰余金合計	239,630	247,295
株主資本合計	58,488	50,822
純資産合計	58,488	50,822
負債純資産合計	1,049,884	1,076,661

【中間損益計算書】

(単位 : 千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
営業収入	151,516	116,841
営業費用		
ハウス及び一般管理費	76,328	76,774
コース管理費	49,257	44,876
営業費用合計	125,586	121,651
営業利益又は営業損失()	25,930	4,809
営業外収益	1,259	679
営業外費用	1,3,991	1,3,272
経常利益又は経常損失()	23,198	7,402
特別利益	300	2
特別損失	-	101
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	23,498	7,501
法人税、住民税及び事業税	164	164
法人税等合計	164	164
中間純利益又は中間純損失()	23,334	7,665

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自令和3年1月1日 至令和3年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
当期首残高	100,000	198,118	244,393	53,724	53,724	
当中間期変動額						
中間純利益又は中間純損失 ()			23,334	23,334	23,334	
当中間期変動額合計	-	-	23,334	23,334	23,334	
当中間期末残高	100,000	198,118	221,059	77,058	77,058	

当中間会計期間（自令和4年1月1日 至令和4年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
当期首残高	100,000	198,118	239,630	58,488	58,488	
当中間期変動額						
中間純利益又は中間純損失 ()			7,665	7,665	7,665	
当中間期変動額合計	-	-	7,665	7,665	7,665	
当中間期末残高	100,000	198,118	247,295	50,822	50,822	

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	23,498	7,501
保険差益	-	2
減価償却費	13,970	13,769
賞与引当金の増減額(は減少)	4,683	5,405
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,240	1,468
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	644
受取利息及び受取配当金	2	0
支払利息	3,514	3,272
有形固定資産売却損益(は益)	90	146
売上債権の増減額(は増加)	12,949	12,090
棚卸資産の増減額(は増加)	1,168	1,632
その他の資産の増減額(は増加)	1,458	533
仕入債務の増減額(は減少)	8,113	1,795
その他の負債の増減額(は減少)	5,653	41,027
その他	-	277
小計	50,259	41,680
受取利息及び配当金の受取額	2	0
利息の支払額	3,514	3,272
保険金の受取額	-	280
法人税等の支払額	164	164
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,583	38,523
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	13,040	3,354
有形固定資産の売却による収入	90	-
定期預金の預入による支出	-	13,200
定期預金の払戻による収入	40,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,050	16,554
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	54,731	6,660
長期借り入れによる収入	51,100	-
リース債務の返済による支出	4,382	5,003
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,013	11,663
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	65,619	10,306
現金及び現金同等物の期首残高	176,237	125,354
現金及び現金同等物の中間期末残高	241,857	135,661

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る当中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

5. 収益の認識基準

(1) ゴルフ場収入

当社の顧客との契約による主な収益はグリーンフィ等のゴルフ場収入であり、ゴルフプレーの提供時点で履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。

(2) 会員収入

年会費

当社は株主会員制であり、会員の地位に基づくサービスの対価として認識しており、一定期間にわたり充足される履行義務として収益を認識しております。（会計方針の変更で詳細を記載）

名義登録料等

新規に会員登録をする場合に名義登録料等を受領していますが、これは顧客に返金が不要な支払が課される契約であり一時点で履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用による変更点は以下のとおりです。

1. 会員収入(年会費)収入に係る収益認識

当社は株主会員制であり、会員としての地位に基づくサービスの対価として年会費を受領しております。年会費については、一定期間にわたり充足される履行義務として収益を認識することとし、当中間会計期間に対応する部分のみを収益として営業収入に計上することいたしました。

収益の認識基準の変更により、当中間会計期間の年会費収入が36,831千円減少し、未認識の年会費収入は負債科目の前受金に計上しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。これによる中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大による売上及び利益への影響は、前々期以降の経営成績を鑑みると僅少であります。会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、当事業年度における財務諸表に会計上の見積りが及ぼす影響は軽微なものと判断しています。

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産減価償却累計額

前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
816,416千円	829,674千円

(中間損益計算書関係)

1. 営業外費用

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
支払利息	3,514千円	3,272千円
雑損失	477	-

2. 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
有形固定資産	13,552千円	13,416千円
無形固定資産	417	352

3. 業績の変動要因

当社の営業収入及び営業費用は、当社の事業が冬期降雪等により営業ができないため、上半期と下半期に著しい相違があり、上半期と下半期に業績に季節的変動要因があります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自令和3年1月1日 至令和3年6月30日）

1. 発行済株式の種類に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	13,132	-	-	13,132
合計	13,132	-	-	13,132

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自令和4年1月1日 至令和4年6月30日）

1. 発行済株式の種類に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	13,132	-	-	13,132
合計	13,132	-	-	13,132

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
現金及び預金勘定	252,657千円	259,661千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,800	124,000
現金及び現金同等物	241,857	135,661

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、ガソリンカート、浴場のボイラーであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金	128,900	117,348	11,551
(2) リース債務	71,526	68,927	2,598
負債計	200,426	186,275	14,150

(1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(2) リース債務には1年内返済予定リース債務も含まれています。

(3) 上記以外の貸借対照表に計上されている金銭債権・債務については、総資産に対する重要性が乏しいため注記を省略しています。

当中間会計期間（令和4年6月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金	122,240	112,528	9,711
(2) リース債務	66,523	68,882	2,359
負債計	188,763	181,411	7,351

(1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(2) リース債務には1年内返済予定リース債務も含まれています。

(3) 上記以外の貸借対照表に計上されている金銭債権・債務については、総資産に対する重要性が乏しいため注記を省略しています。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
非上場株式	50	50
長期借入金	150,000	150,000
株主預託金	592,000	592,000

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから本表に記載していません。

長期借入金に含まれる「資本性ローン」は、使用総資本減価償却前経常利益率に基づく成功判定区分により利率が決定されるため、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「負債(2)長期借入金」には含めていません。

株主預託金については、市場価格がなく、その契約内容から期間の算定が困難であることなどにより、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、本表に記載していません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項に従い経過措置を適用した市場価格のない株式等は、下表に含めていません。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間における市場価格のない株式等は重要性に乏しく記載していません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（令和4年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	112,528	-	112,528
リース債務	-	68,882	-	68,882
負債計	-	181,411	-	181,411

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類します。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類します。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ゴルフ場事業及びこれに付帯する業務の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高の中で、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
1 株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(円)	1,776	583
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失(千円)	23,334	7,665
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失(千円)	23,334	7,665
普通株式の期中平均株式数(株)	13,132	13,132

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。なお、前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
1 株当たり純資産額(円)	4,453	3,870

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

1. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第51期）（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）令和4年3月29日北陸財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年9月28日

魚津觀光開発株式会社

取締役会 御中

山田公認会計士事務所
石川県金沢市

公認会計士 山田 文禎

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている魚津觀光開発株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31までの第52期事業年度の中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、魚津觀光開発株式会社の令和4年6月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の遂行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管している。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。